

【主な変更要素】

1. 国の「国民の保護に関する基本指針の一部変更」に伴う市計画の関係部分の変更
2. 災害対策基本法に基づく地域防災計画との整合性を考慮した変更
3. その他計画に記載されている統計数値の更新及び文言の修正など

1. 国の基本指針の変更に伴う関係部分の変更 【以下通知文記載】

国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について

「国民の保護に関する基本指針の変更等について」（平成29年12月19日付け事務連絡）によりお知らせしたとおり、平成29年12月19日の閣議において、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の変更が決定されたところ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき、都道府県の国民の保護に関する計画（以下「都道府県国民保護計画」という。）及び市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）については、本変更を適切に反映する必要があります。

つきましては、特に下記の事項に留意しながら、必要な都道府県国民保護計画及び市町村国民保護計画の変更を実施いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 基本指針の主な変更内容

- ① 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記。
- ③ 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加。

国の指針変更に伴う反映項目	【参照】 資料2（新旧対照表）	新計画の記述箇所
① 避難に当たって配慮すべき事項	【資料2】 2ページ 5, 6 番	第2章 第1節 第5項の2
② 避難施設の指定	【資料2】 2ページ 3, 4 番	第2章 第2節 第5項の5
③ 訓練	【資料2】 1ページ 2 番	第3章 第4節 第1項の2

2. 災害対策基本法に基づく地域防災計画との整合性を考慮した変更

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対応などについて定めるものに対し、「熊本市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、地震や風水害などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。しかし、災害の発生原因は異なるものの、対処には類似性がある場合が考えられる。市国民保護計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画又は、市事件等対処計画の定め例により対応する。以上のことを明記

【資料2】1ページ 1番参照 ※ 熊本市地域防災計画に基づく災害対応体制との整合も図られる。

3. その他計画に記載されている統計数値の更新及び文言の修正など

- (1) 「第1章-第4節 市の地理的、社会的特徴」に記載する人口、医療、観光など各種統計の数値を直近のものに更新。
- (2) 計画本文中に記載する市の組織、法令等の名称について現行の名称に変更。

上記の変更に関しては、修正内容が生じたら、その都度変更を行っています。